

高額な診療を受ける方へ 窓口負担が軽減されます

医療機関などで診療を受けた際の窓口負担が、自己負担限度額を超えて高額になってしまう場合でも、これまでは3割分(または1割分)をいったんお支払いただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていました。4月1日(日)からは医療機関などの窓口限度額適用認定証など(※)を提示すれば、自己負担限度額を超える分を支払う必要はなくなります。

この取扱いは、これまでは入院時のみに限って適用されていましたが、4月1日(日)からは外来診療にも適用になるもので、保険薬局、指定訪問看護事業者

についても同様の取扱いを受けることができるようになります。限度額適用認定証などは、加入する医療保険者に事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額など、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

国民健康保険被保険者証の 更新について

4月1日からは新しい保険証で

毎年3月末は、保険証の切り替えです。現在、国民健康保険加入者の皆さんに交付している

「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日(日)までとなっています。新しい保険証は、3月末までに世帯主の方宛に加入者全員のものを一括して普通郵便でお送りします。お手元に届いた新しい保険証の記載内容を確認していただき、4月1日(日)からは新しい保険証で受診してください。

被災者生活再建支援金の 申請期限延長について

申請期限延長について

東日本大震災の被災者の世帯で、住宅が全壊・半壊し、生活基盤に著しい被害を受けた場合、生活再建のための支援金が支給されます。

【基礎支援金】

▼申請期限：当初の期限より1年間の延長が認められ、平成25年4月10日までとなりました。

【加算支援金】
基礎支援金申請後、建築・購入または補修(全壊・大規模半壊のみ)した場合
▼申請期限：被災した日から37カ月以内(複数世帯・単身世帯により金額が異なります)

【基礎支援金】
▼申請期限：当初の期限より1年間の延長が認められ、平成25年4月10日までとなりました。

58 伊奈庁舎社会福祉課 ☎
2111 (内線1153)

58 伊奈庁舎国保年金課 ☎
2111 (内線1183)

子ども手当の手続きをお忘れなく

平成23年10月に子ども手当制度が改正され、平成23年10月3月までの子ども手当を受給するためには、すべての方が新たに手続きをしなければなりません。お住まいの市区町村役所にてお手続きください。公務員の方は所属庁にてお手続きください。

平成23年9月末日時点で受給資格があった方には平成23年10月下旬に児童福祉課から申請書と案内を送付したところですが、まだ手続きを済ませていない方は、3月31日(日)までに必ずお手続きください。手続きを忘れてしまうと、手当は支給されません。

また、平成23年10月以降、新たに子どもが生まれたり、他市区町村から転入してきた方など、つくばみらい市で新たに受給資格が発生した方については、必ず受給資格が生じた日(転入日、出生日など)から15日以内にお手続きください。手続きを済まされないと本来受け取るべき手当を受け取ることができない場合があります。

■手続きに必要なもの
・各家庭に送付した認定請求書(窓口にも用意してあります)
・印鑑(認印可)
・請求者の健康保険証の写し
・請求者名義の金融機関口座のわかるもの(ゆうちょ銀行以外)
※平成23年10月以降の子ども手当の詳しい案内については、平成23年10月20日発行の広報紙に掲載しています。

58 伊奈庁舎児童福祉課 ☎
2111 (内線1162)

東日本大震災における 介護保険料の減免申請について

東日本大震災により住宅が全壊・半壊するなどの被害を受けた世帯の介護保険被保険者に対し、介護保険料の減免申請を受け付けてきましたが、4月2日(月)をもちまして受付を終了しました。

該当する方で、まだ申請がお済みでない方は、介護福祉課にて、お早めに申請してください。

58 伊奈庁舎介護福祉課 ☎
2111 (内線1173)